

永平寺町個人情報保護法施行細則を次のように公布する。

令和5年3月31日

福井県吉田郡永平寺町長 河合永充

永平寺町規則第16号

永平寺町個人情報保護法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)及び永平寺町個人情報保護法施行条例(令和5年永平寺町条例第5号。以下「条例」という。)を施行するために必要な事項を定めるものとする。

(写しの作成及び送付に要する費用)

第2条 条例第3条第2項に規定する写しの作成又は交付に要する費用は、別表に定めるとおりとする。

2 条例第3条第2項に規定する写しの送付又は交付に要する費用は、郵送等に要する費用相当額とする。

3 前2項の費用は、写しの交付を受けるまでに納付しなければならない。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第3条 令第28条第4項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 郵便切手又は町長が定めるこれに類する証票で納付する方法

(2) 現金により納付する方法

(様式)

第4条 法及び個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)並びに条例の施行のために必要な文書の様式は、実施機関が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(永平寺町電子計算組織の管理運営及び個人情報の保護に関する規則の一部改正)

2 永平寺町電子計算組織の管理運営及び個人情報の保護に関する規則(平成18年永平寺町規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「個人又は法人若しくはその他団体(以下「個人等」という。)に関する情報で、個人等を識別することのできるもの」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報」に改める。

(永平寺町個人情報保護条例施行規則の廃止)

3 永平寺町個人情報保護条例施行規則(平成18年永平寺町規則第16号)は、廃止する。
別表(第2条関係)

行政文書の種別	開示の実施の方法	費用の額
文書又は図画	複写機により作成した写しの交付(単色 刷り)	1枚につき10円
	その他の方法による写しの交付	写しの作成に要する実費
電磁的記録	実施機関が別に定める方法	開示の実施に要する実費

備考 複写機により作成した文書又は図画の写しの枚数は、用紙の両面に複写したときは片面を1枚として、A3判を超える規格の用紙を用いたときはA3判の規格の用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。